

漁業経営セーフティーネット構築事業 《養殖用配合飼料対策》

対策の概要

- 養殖業者と国の拠出により、配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇したときに、養殖業者に補てん金を交付し、経営の安定を図ります。
- 平成25年度第2四半期(7~9月期)から、補てん金の算定方法がシンプルになります。

【これまで】

輸入原料価格が7中5平均値を超えた額と配合飼料価格が7中5平均値を超えた額の小さい方の額を補てん

(※7中5平均値:直前7年間の価格のうち、高値1年分と低値1年分を除いた5年分の平均値)



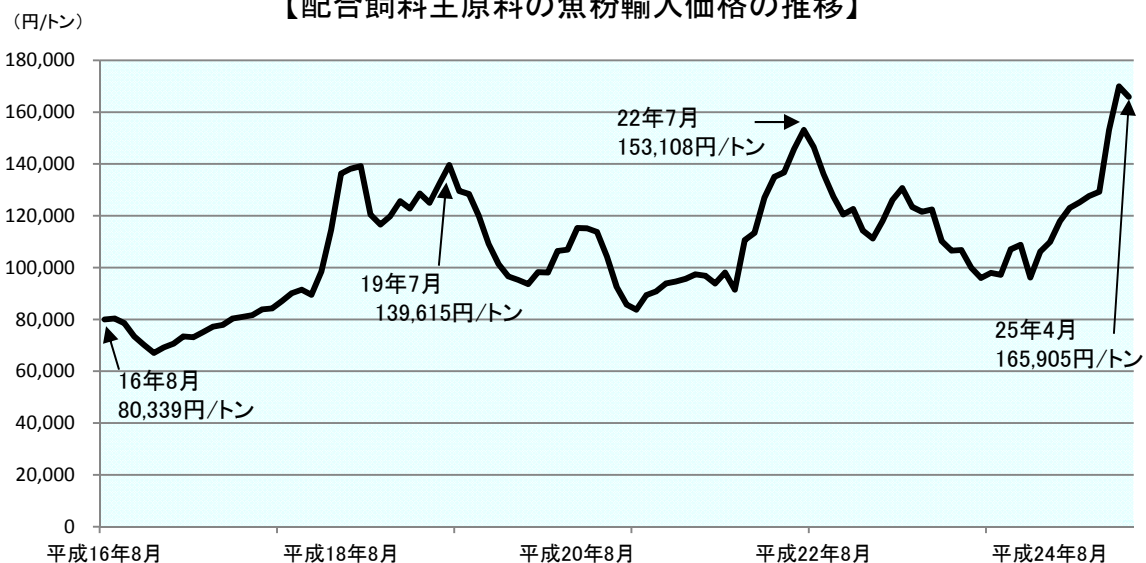
【平成25年第2四半期以降】

配合飼料価格が7中5平均値を超えた額を補てん

* 配合飼料価格の上昇額の算出には、養殖用配合飼料メーカーの毎月の生産量と出荷額を基に算定した全国総平均単価を用います。

* 補てん金の内訳は、養殖業者の積立て分と国の積立て分の割合が1:1となります。

【配合飼料主原料の魚粉輸入価格の推移】



【お問い合わせ先】

水産庁栽培養殖課 TEL 03-6744-2383